

2021年8月16日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所に対する文書の送付に関するお知らせ（2）

当社は、本日、株式会社東京機械製作所に対して、下記の文書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

2021年8月16日

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン  
アジア開発キャピタル株式会社  
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン



## 回答書(2)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社の2021年8月13日付け東証適時開示「アジアインベストメントファンド株式会社らへの書簡の送付に関するお知らせ」(以下「TKS 適時開示(8/13)」)と申します。)に添付された同日付け「貴社らの回答書について」(以下「TKS 書面2」と申します。)に対し、以下のとおり回答します。

なお、本書面において用いる略語等は、特に断らない限り、当社らが貴社に対して送付した2021年8月10日付け回答書(以下「当社回答書(1)」)と申します。)における定義と同一の意味を有するものと申します。また、当社回答書(1)において用いた「本件適時開示」という略語は、以下、「TKS 適時開示(8/6)」と申しますように変えます。

### 1. 本件適時開示の記載について

貴社は、TKS 書面2において、TKS 適時開示(8/6)の「記載は当社が認識する事実及び当該事実に基づく合理的な評価であり、撤回(訂正開示)の必要性はないと判断しております。」と結論づけて、その理由を述べています。

しかしながら、貴社は、TKS 書面2において、当社らが当社回答書(1)において指摘した事情、すなわち、貴社が当社らに本件書面を通知した日(令和3年8月4日。民法97条1項)が本件適時開示の公表日のわずか1日前であったこと、しかも、貴社が本件書面により当社らに提供を求めていた情報が「支配権を獲得した後の貴社らによる当社の経営方針等」という漠然性・広範性を有するものであり、当社らには本件書面に回答するために最低限必要な時間すら与えられていなかったこと、そのような中で貴社がTKS 適時開示(8/6)を一方的に開示し、当社らから「全く説明がない」と断定したという事情を全く考慮することなく捨象して、「合理的な評価」であると強弁しています。

また、貴社は、TKS 書面2において、「そもそもそのような支配権取得の目的での買付けを実施される前に当社に対してご連絡・ご説明いただくこともお考えいただくべきもので

あり、その時間は十分にあったと思料しております」と記載しておりますが、貴社は、そのような「ご連絡・ご説明」の必要性について株主総会決議をしておらず（名古屋高決令和3年4月22日、名古屋地決令和3年4月7日参照）、かつ、当社らは、市場内取引（立会取引）により上場株式会社である貴社株式を適法に取得していることから、そのことで貴社の企業価値・株式共同の利益を損なうことにはなり得るとの推定は、いかなる意味においても働かないといえます。そこで、貴社の当該記載は、法令・定款及び株主意思という根拠を欠くとともに、株式会社東京証券取引所が買収防衛策の遵守事項について定めた有価証券上場規程440条に反する疑いがあります。

にもかかわらず、貴社が、TKS書面2において、当社らによる貴社株式の取得の「『…目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できない』との評価は合理的なものであると考えております」と記載してこれをTKS適時開示(8/13)に添付して適時開示したことは、明らかに事実を歪曲するものであり、不適切開示であることは、異論の余地がないものといえます。

さらに、当社らは、2021年8月10日に当社回答書(1)をFAX送信した後、同日午前10時頃、貴社に着信確認の電話をした際、貴社経営陣との面談の日程調整のお願いをしたところ、貴社担当者は、「社長は出張中であるため、日程調整はお待ちください。」と述べたまま回答もせず、TKS適時開示(8/13)をして、あたかも、当社側に非があるかのような強弁を繰り返しています。

以上のとおり、当社らといたしましては、貴社のTKS適時開示(8/13)及び本件書面2を踏まえても、TKS適時開示(8/6)の記載が、事実を歪曲するものであり、一般株主・投資家を誤導して、当社らについて悪い印象付けをすることを企図した不当なものであるといわざるを得ないことには変わりなく、再度、TKS適時開示(8/6)及び同(8/13)における記載に強く抗議するとともに、速やかにこれを撤回（訂正開示）することを求めます。

## 2. 貴社との面談について

当社らと貴社経営陣との間で、面談機会を設定いただくことにつきまして、承知いたしました。当社らといたしましても、当社回答書(1)に記載しましたとおり、引き続き貴社の現経営陣に経営を委ねた上で（当社らは、取締役候補者を派遣することを予定していません。）、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、貴社の企業価値・株式価値を向上することができるものと考えており、貴社現経営陣の皆様が、貴社の企業価値・株式価値を向上するために、どのような経営方針や事業計画をお持ちであるかにつきまして、お伺いし、これに対して当社の議決権行使方針などについて説明するなどして、建設的な対話を行いたいと考えております。

面談スケジュールにつきまして、本日午前にお電話で複数の候補日時を頂きましたので、速やかに調整してお電話により連絡いたします。

### 3. 株主名簿閲覧謄写請求

当社は、TKS 適時開示 (8/13) 及び本件書面 2 の記載からして、買収防衛策 (対抗措置) の名の下に、貴社経営陣による恣意的判断がなされるおそれ大きいと考えており、かつ、何より、貴社の一般株主の権利や御意思が尊重されなければならないと考えていることから、当社らの考えに賛同する株主の皆様、当社らの考えを直接お伝えし、当社らの考えに賛同する株主の皆様を募る必要があると考えております。つきましては、当社は、貴社株主として、貴社に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、貴社の最新の株主名簿 (貴社が直近で総株主通知請求をしたもの。おそらく、令和 3 年 8 月 16 日現在の株主名簿になると思われます。) の閲覧謄写を請求します。

敬具